

鳥取県食の安全推進会議設置運営要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、食品の安全性の確保を図るため、生産から消費に至るまでの食品に関わる様々な立場から情報や意見の交換を図り、これを施策に反映させ、もって県民の健康の向上に資するため設置する鳥取県食の安全推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 鳥取県食品衛生監視指導計画に関する事項
- (2) その他鳥取県が行う食の安全施策に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員12名以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 推進会議に、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は推進会議を代表し、会務を総括する。

(会議)

第6条 会議は、鳥取県生活環境部長が招集し、座長が議長となる。

- 2 推進会議は、その調査等に必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進会議に必要な事項は、鳥取県生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。ただし第4条第2項について、改正の際現に委員である者の任期は平成25年10月11日から平成25年12月31日までとする。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。